

告 示

埼玉県告示第五百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示（令和八年関東地方整備局告示第百八十九号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和八年八月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

埼玉県

二 事務所の所在地

埼玉県東松山市六軒町五番地一

三 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画道路事業 三・五・二十四号 吹塚南園部中山線

川越都市計画道路事業 三・五・二十二号 伊草戸守線

四 事業施行期間

令和八年七月十四日から令和十八年三月三十一日まで

五 事業地の所在

イ 収用の部分

埼玉県比企郡川島町大字吹塚字華木町、字久保町及び字株木町、大字戸守字南町、大字中山字西浦、字上廓及び字柳ヶ谷戸、大字南園部字内袋並びに大字北園部字安藤地内

ロ 使用の部分

埼玉県比企郡川島町大字吹塚字久保町及び字株木町、大字戸守字南町、大字中山字西浦、字上廓及び字柳ヶ谷戸並びに大字南園部字内袋地内